

平成26年度 第2回学長選考会議議事要録

日 時 平成26年11月4日（火） 13：30～15：00

場 所 事務局1号館2階会議室

出席者 関議長，蟻川，石田，和泉，小畑，穂田，内川，岸本，西原，渡辺，岡田の
各委員及び事務局長

資 料

1. 国立大学法人法の改正に伴う大学における内部規則等の点検見直しについて
2. 求められる総長像（東京大学）
3. 各大学の意向聴取の実施状況
4. 平成24年度第4回学長選考会議議事要録
- 5-1. 学長解任の申出の決定の流れ
- 5-2. 各大学の学長解任の申出にかかる規定整備状況
6. 経営協議会から選出された学長選考会議委員への情報提供について
7. 各大学の学長任期
8. 学長選考会議スケジュール（案）

参考資料

1. 大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）
2. 国立大学法人法（平成15年法律第112号） 新旧対照表
3. 国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）（抄）
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び
国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）
4. 内部規則等の総点検・見直しの実施について
5. 東京工業大学学長選考プロセスのイメージ図（流れ図）
東京工業大学学長再任プロセスのイメージ図（流れ図）
6. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議規則
7. 国立大学法人東京工業大学学長候補者選考規則
8. 国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則

○ 第1回学長選考会議の議事要録（案）の承認

○ 確認事項

1. 国立大学法人法改正への対応について

議長から、中央教育審議会大学分科会がまとめた大学のガバナンス改革の推進を受け、国立大学法人法及び同施行規則の一部が改正され平成27年4月1日から施行となることに伴い、規則や運用の総点検・見直しが求められていること、学長選考にかかる事項については、学長選考会議が担当となる旨の説明があった後、事務局長より、参考資料1から参考資料5に基づき国立大学法人法等の改正の概要及び法人法改正に伴う大学の内部規則等の点検見直しにおける学長選考会議が担当する事項の概要について説明があった。

(1) 学長選考の基準の策定について

総務部長から、資料1から資料3に基づき、「学長に求められる資質・能力」「学長選考手続・方法」「意向投票」について、具体的な確認事項や留意事項、本学の現状について説明があった後、種々意見交換を行い、次のとおり確認した。

- ・「学長に求められる資質・能力」については、選考基準に根拠となる規定を設け、具体的な事項は学長選考の公示又は再任の審査を行う前までに策定する。
- ・「学長選考手続・方法」については、学内での所信及び履歴の公開、学内公開ヒアリングの実施を、現状の方法により行う。
- ・「意向投票」については、現状のとおり実施する。なお、投票権者については、今後、改めて本会議で検討する。

(主な意見)

「学長に求められる資質・能力」

- ・学長像は必要である。
- ・細かく学長像を策定するのではなく、包括的にまとめる。

「学長選考手続・方法」

- ・他の方法は必要なく、会議が候補者を追加できるという一項目があればそれだけで良いのではないか。

「意向投票」

- ・意向投票によって学長が選考されるものではなく、意向投票を踏まえて学長選考会議が決めるということを職員に理解させること。
- ・学長選考会議が主体性をもって決めたと言う事を明確にする。
- ・意向投票はやった方が良い。ただ投票権者については検討した方が良い。

(2) 学長選考の基準の公表及び学長選考結果の公表について

総務部長から、資料1に基づき、学長選考の基準及び選考結果の公表方法について、具体的な確認事項や留意事項、本学の現状について説明があった後、種々意見交換を行い、次のとおり確認した。

- ・学長選考が行われたときは、当該選考の結果、選考した理由、選考の過程及び策定した学長選考の基準を公表する。

(主な意見)

- ・学長選考会議が選考した結果だけの公表で良いのではないか。
- ・学長選考会議が主体性をもって決めたと言う事を公表すればよい。
- ・文部科学大臣が任命した段階で公表すれば良いのではないか。
- ・公表することによりマイナスになる事項もある。今の情報で十分ではないか。

(3) その他

総務部長から、資料1及び資料4に基づき、「学長選考会議による学長の業務執行状況確認」「学長の解任に係る規則」「学長選考会議における学外委員への積極的な情報提供」「学長の任期」における具体的な確認事項や留意事項、本学の現状等について説明があった後、種々意見交換を行い、次のとおり確認した。

- ・「学長選考会議による学長の業務執行状況確認」については、毎年行う。
- ・「学長の解任に係る規則」については、規定を定める。
- ・「学長選考会議における学外委員への積極的な情報提供」については、現状のとおりとする。
- ・「学長の任期」については、任期4年・再任2年だが、規則上明確にする。

(主な意見)

「学長選考会議による学長の業務執行状況確認」

- ・学長選考会議がレビューして、毎年実施する方が良い。
- ・学長から、長い時間かけて頂く必要は無いが、ある程度の説明を聞き、確認することは必要。
- ・学長選考会議が役割を果たしていることを明示する方法がないので、他大学を参考にして、公表した方がよい。
- ・公表の方法は、学内者が見られるホームページが考えられる。

「学長の解任に係る規則」

- ・学長選考会議が解任の申出が出来るような仕組みになっている。ガバナンスという観点から、どこから解任審査請求が出来るかは慎重に決める必要がある。
- ・部局長の選任をどうするかによっては、解任審査請求の母体が機能しなくなってしまう。
- ・解任の理由が生じた場合は、学長選考会議が最終決断する事が良いと思われる。

「学長の任期」

- ・以前は再任が出来なかったが、平成24年5月2日の当会議において任期4年・

再任2年の計6年をワンスパンとするよう改正した経緯がある。

○ 報告事項

1. 今後の学長選考会議スケジュールについて

総務部長から、資料8に基づき、今後の検討事項及び選考スケジュール等について説明があった。

2. 次回開催について

総務部長より、次回は、平成27年1月26日（月）13：30から、事務局1号館2階会議室で開催する旨の案内があった。

以 上